

群馬県 宅地建物取引士

変更登録申請の手引き

令和7年11月

群馬県県土整備部住宅政策課
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
☎027-226-3525

目 次

1. 変更登録申請

(1) 変更の流れ	1
(2) 変更登録申請に必要な書類一覧等	2
(3) よくある質問	5
(4) 変更登録申請書の記載例(全体)	8
(5) 氏名変更の記載例	9
(6) 住所変更の記載例	11
(7) 本籍変更の記載例	13
(8) 従事先変更の記載例	15
(9) 在職証明書の記載例	17
(10) 出向証明書の記載例	18
(11) 退職証明書の記載例	19
(12) 出向解除証明書の記載例	20
(13) 宅地建物取引士証書換え交付申請書の記載例	21
(14) 市町村コード、大臣・都道府県コード一覧	22

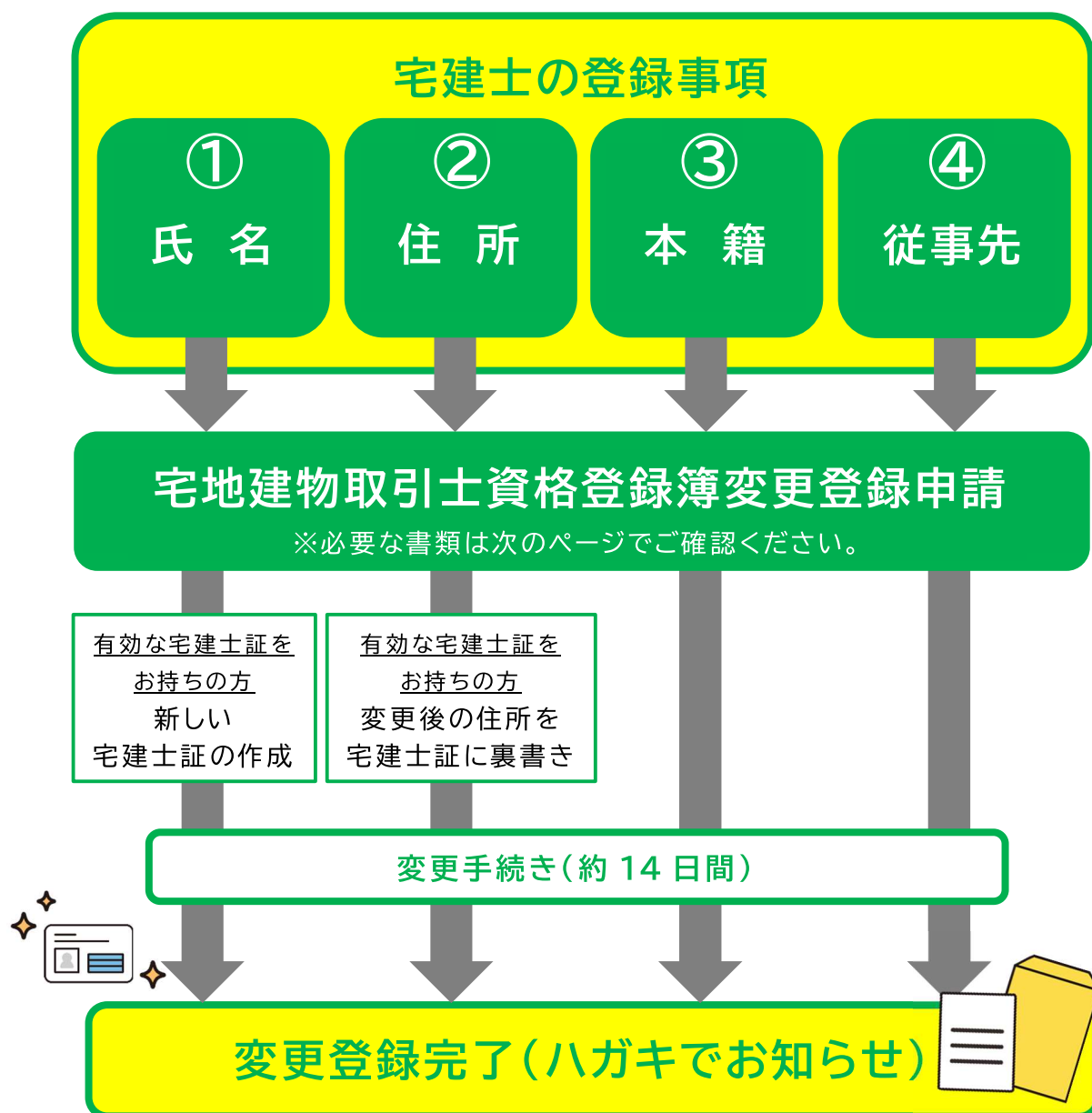
1. 変更登録申請

(1) 変更登録の流れ

宅建士の登録事項①～④のいずれか1つでも変更が生じた場合は、遅滞なく、変更登録申請を行わなければなりません。

なお、宅建士証の更新に伴い法定講習の受講を希望する方で、住所変更等を行っていなかった場合、変更登録後でないと法定講習の受講ができません。

法定講習の受講を予定している方で登録事項に変更がある場合は、速やかに変更登録の手続きを行ってください。



※有効な宅建士証をお持ちの方で住所変更をする場合は、窓口に宅建士証を持参することで、変更後の住所を裏書きした宅建士証を即日交付できます。
(所要時間約15分程度)

(2) 変更登録申請に必要な書類一覧等

※郵送又は窓口持参により提出してください。

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証やパスポート等）をお持ちの上、委任状（申請者本人の直筆署名又は押印が必要）を提出してください。

◆提出部数: 各1部

◆提出先: 〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1(県庁 22 階北フロア)
群馬県住宅政策課宅建業係

◇電話: 027-226-3525(直通)

◇受付時間: 午前9:00～11:30 / 午後1:00～4:30(土、日、祝日を除く)

変更内容	必要書類
氏名の変更 (記載例 9 ハ°-ジ°) ※現在有効な宅建士証をお持ちの方は、宅建士証の作り替えが必要です。	① 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(様式第七号) ・申請書の『項番 11 番』を記載してください。 ② 戸籍個人事項証明書 ・3ヶ月以内に発行されたもの。 ※旧姓併記を希望される方は、『旧姓が記載されている住民票抄本』(3ヶ月以内に発行されたもの。)も併せて提出してください。 ※有効な宅建士証の交付を受けている方は、以下の③～⑤も(⑥は必要に応じて)提出してください。 なお、以下の③～⑤(及び⑥)を郵送で提出する場合は、簡易書留で送付してください。 ③ 宅地建物取引士証書換え交付申請書(様式第七号の四) ・申請書の『変更に係る事項』の『氏名』に記載してください。 ④ 顔写真2枚 ・縦 3.0cm×横 2.4cm ・6か月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身、無背景の写真。 ・ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの、画像を加工したものは不可。 ※写真の裏面には、申請者の氏名を記入してください。記入の際は、表面にインクがにじまないように、また、凹凸がでないように注意してください。 ※2枚のうち1枚は宅建士証用、もう1枚は予備です。予備分を使用しなかった場合は、新しい宅建士証をお渡しする際にお返しいたします。 ⑤ 宅地建物取引士証 ・宅建士証を作り替えるため、現在有効の宅建士証は返却してください。 ※窓口で新しい宅建士証の受け取りを希望される場合は、現在有効の宅建士証を事前に返却せず、新しい宅建士証をお渡しするタイミングで返却(現在有効の宅建士証と引き換えに新しい宅建士証をお渡し)することも可能です。 ⑥ 返信用封筒※郵送で新しい宅建士証を受け取りたい場合 ・460円(送料110円+簡易書留料金350円)分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

住所の変更

(記載例 11A°-シ°)

※注意事項を
ご確認の上、
書類のご準備
をお願いいた
します。

① 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(様式第七号)

・申請書の『項番 12 番』を記載してください。

② 住民票(申請者本人の分)

・3ヶ月以内に発行された、「**前住所**」の記載があり、個人番号が記載されていないもの。

※同市区町村内でお引っ越しをされた場合、住民票には前住所の記載がされません。必ず、「**異動前住所**」の記載を希望する旨、市区町村窓口へお伝えいただいた上で、住民票の交付を受けてください。

※また、同市区町村内でお引っ越しされた場合、コンビニで発行する住民票には「**異動前住所**」の記載がされませんので御注意ください。

※異なる市区町村間でお引っ越しをされた場合は、窓口及びコンビニ交付の場合も「**転入前住所**」として前住所の記載がありますので、問題ございません。

～お引っ越しを繰り返されている方～

現在登録をしている住所から2回以上住所を移転している場合(移転の都度、変更手続きを行っていない場合)は、住民票では変更前の住所が確認できないため手続きができません。追加で戸籍の附票等の提出を求める場合があります。

必要書類については、住宅政策課宅建業係までお問合せください。

【例】

登録を受けている住所A市からB市に住所を移転し、この時点で宅建士の住所変更を行わず、更にC市に住所を移転した場合、住民票には「前住所B市」と「現住所C市」の記載のみとなり、「前々住所(宅建士で登録をしている住所)A市」の記載がないため、住民票の提出では足りません。

※有効な宅建士証の交付を受けている方は、以下の③・④も(⑤は必要に応じて)提出してください。

なお、以下の③・④(及び⑤)を郵送で提出する場合は、簡易書留で送付してください。

③ 宅地建物取引士証書換え交付申請書(様式第七号の四)

・申請書の『変更に係る事項』の『住所』に記載してください。

④ 宅地建物取引士証

・現在有効の宅建士証に変更後の住所を裏書きします。

※窓口で手続きする場合は、15分程度で裏書きした宅建士証の交付が可能です。

⑤ 返信用封筒※郵送で裏書済みの宅建士証を受け取りたい場合

・460円(送料110円+簡易書留料金350円)分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

本籍の変更 (記載例 13 頁～14 頁)	① 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(様式第七号) ・申請書の『項番 13 番』を記載してください。 ② 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) ・3ヶ月以内に発行されたもの。
勤務先の変更 (記載例 15 頁～16 頁)	① 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書(様式第七号) ・申請書の『項番 14 番』を記載してください。 ※勤務先を登録する方(入社の場合)は以下②が必要です。 ② 在職証明書(出向の場合は、出向証明書) ・3ヶ月以内に作成したもの且つ代表者印(丸印)で証明したもの(法人の場合は角印不可)。 ・代表者本人による申請の場合は、在職証明書に代わる書類として、宅地建物取引業者免許証のコピーを添付してください。 ・A 社から B 社に出向する場合は、A 社が発行する出向証明書を添付してください。(A 社の退職証明書は不要です。) ※勤務先を削除する方(退社の場合)は以下③が必要です。 ③退職証明書(出向解除の場合は、出向解除証明書) ・3ヶ月以内に作成したもの且つ代表者印(丸印)で証明したもの(法人の場合は角印不可)。 ・A 社から B 社への出向を解除する場合、A 社が発行する出向解除証明書を添付してください。出向解除後、A 社で宅地建物取引業に従事する場合は、A 社が発行する在職証明書を併せて添付してください。 ※数年前に退職した等との理由により退職証明書のご用意が難しい場合は、住宅政策課宅建業係までお問い合わせください。

◆様式ダウンロード(群馬県ホームページ)

<https://www.pref.gunma.jp/site/shinsei/10916.html>



←群馬県ホームページ

「宅地建物取引業者・宅地建物取引士に係る申請・届出様式」

※QRコード(R)は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(3) よくある質問

1. 登録情報の確認

Q1. 現在登録されている情報を確認したい。

A1. 個人情報保護のため、ご本人様のみへのご案内となります。お電話にて、住所・氏名・生年月日などの本人確認をさせていただいた上で、登録情報をお伝えいたします。

問い合わせ先：住宅政策課宅建業係（027-226-3525（直通））

2. 変更までの日数

Q2. 申請から何日程度で変更手続きが完了するか。

A2. 住宅政策課で申請書を受理してから約2週間で変更が完了します。
変更完了後、変更完了をお知らせするハガキをお送りします。

3. 宅建士証の更新時期が迫ってきている

Q3 更新（法定講習の受講）の申込みと登録の変更（住所等の変更）は、どちらを先に行えばよいか。

A3 先に登録の変更の手続きを行ってください。

-1. 変更が完了してから宅建士証の更新（法定講習の受講）の申込みを行ってください。登録の変更と並行して法定講習の申込みを希望される場合は、法定講習実施機関へご相談をお願いします。

Q3 宅建士証の更新を行うため、住所変更を急ぎでする必要がある。

-2. 優先的に処理してほしい。

A3 申請の処理は、原則として受付順に行っております。そのため、個別の事情により処理を早めることはできませんので、時間に余裕をもって申請してください。

Q3 近日中に法定講習を受講するつもりであり、そのときに新しい宅建士証の交付を受ける予定でいる。それでも住所変更等による現在の宅建士証の書き換えは必要か。

A3 法定講習の申し込みが完了していない場合は、原則、書き換えが必要です。3か月以内に実施される法定講習への申し込みが完了している場合は、特例として宅建士証の書き換えは不要としますので、変更登録申請書の余白に「○年○月○日法定講習受講予定のため書き換え希望なし」と記載してください。その場合、書換え交付申請書と宅建士証の添付は不要です。

4. 宅建士証を作り変えている間に宅建士としての業務を行いたい

Q4. 氏名変更による宅建士証の作り換え（又は郵送による住所変更）で手元に宅建士証がなくなるが、その間に重要事項説明などの宅建士としての業務を行うことは可能か。

A4. 宅建士証が手元にない間は、宅建士としての業務はできません。（重要事項説明の際や取引関係者から提示を求められた際には、宅建士証の提示義務があるためです。）氏名変更による作り換えの場合は、新しい宅建士証と引き換えに旧宅建士証を返納することも可能ですので、ご希望の場合はその旨申し出てください。

5. 住所と本籍の変更を同時に行う場合の添付書類

Q5. 住所変更と本籍変更を同時に行う。住民票に新しい本籍の記載があるので、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）の提出は省略できるか。

A5. 省略できません。
住民票には本籍を変更した年月日の記載がないため、本籍を変更する場合は必ず戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）も提出してください。

6. 住所変更について

Q6 2回以上の引っ越しをしているが、その都度、宅建士で登録している住所
-1. の変更をしていなかった。添付書類は住民票のみで大丈夫か。

A6 現在登録をしている住所から2回以上住所を移転している場合（移転の
-1. 都度、変更手続きを行っていなかった場合）は、住民票では変更前の住所が確認できないため手続きができません。この場合、追加で戸籍の附票等の提出を求める場合があります。
必要書類については、住宅政策課宅建業係までお問合せください。
問い合わせ先：住宅政策課宅建業係（027-226-3525（直通））

Q6 住所は変更するが、電話番号は変わっていない。電話番号の記載は必要
-2. か。

A6 必要です。電話番号が変わっていない場合でも、必要事項として電話番号
-2. の記載をお願いします。

7. 従事先の変更について

Q7 何度か転職をしたが、従事先の変更を忘れていた。ずいぶん前に勤めて
-1. いた会社の情報が従事先として登録されたままである。

A7 従事先として登録されている会社の退職証明書を添えて提出してください。
-1. 現在、転職先で宅地建物取引業に従事している場合は、転職先の会社が作成した在職証明書も添えて提出してください。

Q7 従事していた会社が廃業しており退職証明書がもらえない。
-2.

A7 ご自身で作成した申立書（本人の押印必須）を添えて提出してください。
-2. 申立書の様式は、県ホームページ『宅地建物取引業者・宅地建物取引士に係る申請・届出様式』の末尾「その他書類について」にあります。

Q7 登録している従事先の免許番号が変わった。変更手続きは必要か。
-3. （例：知事免許から大臣免許に変更、法人から個人に変更 等）

A7 必要です。従事先の会社が免許権者に提出した免許換えにかかる免許
-3. 申請書（第一面のみで可。受付印があるもの。）の写しを添えて提出してください。

Q7 登録している従事先の会社名が変わった。変更手続きは必要か。
-4.

A7 必要です。従事先の会社が免許権者に提出した会社名の変更にかかる
-4. 変更届出書（第一面のみで可。受付印があるもの。）の写しを添えて提出してください。

Q7 登録している従事先が吸収合併により消滅した。変更手続きは必要か。
-5.

A7 必要です。

-5. 宅建業者に吸収された場合は、従事先を吸収先の宅建業者に変更してください。消滅した会社が免許権者に提出した廃業等届出書（受付印があるもの。）の写し及び吸収先の会社が作成した在職証明書を添えて提出してください。

宅建業者ではない会社に吸収された場合は、従事先の削除のみの手続きが必要です。消滅した会社が免許権者に提出した廃業等届出書（受付印があるもの。）の写しを添えて提出してください。

Q7 グループ会社に出向する場合の必要書類を教えてください。
-6.

A7 A社からB社に出向する場合は、出向元であるA社が発行する出向証明書を添付してください。（A社の退職証明書及びB社の在職証明書は不要です。）
-6.

Q7 出向を解除する場合の必要書類を教えてください。
-7.

A7 A社からB社への出向を解除する場合、出向元であるA社が発行する出向解除証明書を添付してください。出向解除後、A社で宅地建物取引業に従事する場合は、A社が発行する在職証明書を併せて添付してください。再び他法人へ出向する場合は、出向元が作成した『出向証明書』を併せて添付してください。
-7.

8. 代理人の申請について

Q8. 代理人が申請することは可能か。

A8 可能です。代理人が申請する場合、代理人の本人確認書類（運転免許証やパスポート等）をお持ちの上、委任状（申請者本人の直筆署名又は押印が必要）を提出してください。
なお、本人の勤務先である宅地建物取引業者が本人に代わって申請書を提出する場合であっても、委任状が必要です。
代理人による申請の場合、変更完了をお知らせするハガキは代理人にお送りします。

(4) 変更登録申請書の記載例(全体)

- ◆変更が複数ある場合は、1つの申請書にまとめて記載が可能です。
書き方の詳細は、次ページからの変更事項別の記載例にて御確認ください。

様式第七号（第十四条の七関係）

(A4)

3 3 0

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

令和〇年 〇月 〇日

群馬県知事 殿

申請者 氏 名 赤城 太郎

生年月日 平成13年 11月 13日

受 付 番 号		受 付 年 月 日		申請時の登録番号	
*		*		1 0	0 9 9 9 9 9

※登録番号は必ず記入すること！

項番 11 ◎申請者に関する事項

変更年月日	R	0 7	年	0 7	月	3 1	日
フリガナ	アカキ タロウ						
氏 名	赤城 太郎						
変更前	フリガナ	グンマ タロウ					
氏 名	群馬 太郎						

確認欄 *

項番 12

変更年月日	R	0 7	年	0 8	月	1 2	日
郵便番号	3 7 0 0 8 0 5						
住所市区町村コード	1 0 2 0 4 群馬 都道府県 伊勢崎 市郊区 区町村						
住 所	今 泉 町 1 - 2 3 6						
電話番号	0 9 0 - * * * * - * * * *						
変更前	住所	群馬県前橋市大手町1-1-1					

確認欄 *

項番 13

変更年月日	R	0 7	年	0 7	月	3 1	日
本籍市区町村コード	1 0 2 0 4 群馬 都道府県 伊勢崎 市郊区 区町村						
本 籍	今 泉 町 一 丁 目 2 3 6 番 地						
変更前	本籍	群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1					

確認欄 *

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

項番 14

変更年月日	R	0 7	年	0 4	月	0 1	日
商号又は名称	株 式 会 社 群 馬 県						
免許証番号	1 0 (5) 2 7 2 4 3						
変更前	商号又は名称	有限会社前橋					
免許証番号	国土交通大臣 群馬県 知事 (2) 第 50250 号						

確認欄 *

(5) 氏名変更の記載例

様式第七号（第十四条の七関係）

(A4)

3 3 0

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

群馬県知事 殿

① 令和〇年 〇月 〇日

② 申請者 氏 名 赤城 太郎

生年月日 平成13年 11月 13日

受付番号

受付年月日

③ 申請時の登録番号

1 0 0 9 9 9 9 9

項番

◎申請者に関する事項

※登録番号は必ず記入すること！

11

④ 変更年月日	R	0 7	年	0 7	月	3 1	日
変更後	フリガナ	アカキ	タロウ				
氏 名	赤城	太郎					
変更前	フリガナ	グンマ	タロウ				
氏 名	群馬	太郎					

確認欄

*

12

変更年月日		年		月		日
郵便番号						
住所市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村					
住 所						
電話番号						
変更前	住所					

確認欄

*

13

変更年月日		年		月		日
本籍市区町村コード	都道府県 市郡区 区町村					
本 籍						
変更前	本籍					

確認欄

*

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14

変更年月日		年		月		日
変更後	商号又は名称					
免許証番号	()					
変更前	商号又は名称					
免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 知事					

確認欄

*

確認欄

*

NO.	項 目	記 載 内 容																						
①	年月日	申請書を提出する日																						
②	申請者	申請する宅地建物取引士本人の氏名と生年月日																						
③	登録番号	申請する宅地建物取引士本人の宅地建物取引士の登録番号																						
④	変更年月日	・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）に記載の『編製日』、『婚姻日』、『離婚日』の該当するいずれかを記入 ➡戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）には「編製日 ○年○月○日」、「婚姻日 ○年○月○日」といった記載があるので、その年月日を記入する。																						
⑤	氏名・フリガナ (変更後)	変更後の氏名 ・姓名の間は1マス空ける ・フリガナのマス目は、濁点を1マスとして記入 ※旧姓併記を希望する場合は以下のように記入 (旧姓併記とする場合は、旧姓が記載されている住民票抄本の添付が必要です。) <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>フリガナ</td><td>ア</td><td>カ</td><td>キ</td><td>ヽ</td><td></td><td>タ</td><td>ロ</td><td>ウ</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>氏 名</td><td>赤</td><td>城</td><td>〔</td><td>群</td><td>馬</td><td>〕</td><td></td><td>太</td><td>郎</td><td></td></tr> </table>	フリガナ	ア	カ	キ	ヽ		タ	ロ	ウ			氏 名	赤	城	〔	群	馬	〕		太	郎	
フリガナ	ア	カ	キ	ヽ		タ	ロ	ウ																
氏 名	赤	城	〔	群	馬	〕		太	郎															
⑥	氏名・フリガナ (変更前)	変更前の氏名																						

(6) 住所変更の記載例

様式第七号（第十四条の七関係）

(A4)

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

群馬県知事 殿

① 令和〇年 〇月 〇日

② 申請者 氏 名 赤城 太郎

生年月日 平成13年 11月 13日

項番

③ 申請者に関する事項

※登録番号は必ず記入すること！

11

変更年月日			年		月		日
変更後	フリガナ						
	氏 名						

変更前	フリガナ						
	氏 名						

確認欄

*

12

④ 変更年月日	R		0	7	年	0	8	月	1	2	日		
⑤ 郵便番号	3	7	2		0	0	3	1					
⑥ 住所市区町村コード	1	0	2	0	4	群馬 都道府県 伊勢崎 市市区 区町村							
⑦ 住所	今	泉	町	1	-	2	3	6					
⑧ 電話番号	0	9	0	-	*	*	*	*	-	*	*	*	*

変更前	⑨ 住所	群馬県前橋市大手町1-1-1									
-----	------	----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

確認欄

*

13

変更年月日			年		月		日				
変更後	本籍市区町村コード			都道府県 市市区 区町村							
	本 籍										

変更前	本籍										
-----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

確認欄

*

⑩ 業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14

変更年月日			年		月		日				
変更後	商号又は名称										
	免許証番号	()									

変更年月日			年		月		日				
変更前	商号又は名称										
	免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 知事									

確認欄

*

NO.	項 目	記 載 内 容																																																																											
①	年月日	申請書を提出する日																																																																											
②	申請者	申請する宅地建物取引士本人の氏名と生年月日																																																																											
③	登録番号	申請する宅地建物取引士本人の宅地建物取引士の登録番号																																																																											
④	変更年月日	・住民票に記載の『転入日』を記入 ➡住民票には「住所を定めた年月日 ○年○月○日」、「○年○月○日転居」といった記載があるので、その年月日を記入する。 ・土地区画整理法による住所変更の場合は『実施日』を記入																																																																											
⑤	郵便番号	変更後の(現在の)住所の郵便番号																																																																											
⑥	住所市区町村コード	22 ページを参照の上、記入																																																																											
⑦	住所(変更後)	・枠外(住所市区町村コードの右隣)に市区町村コードを定める市区町村名までを記入 ・枠内に市区町村コードを定める市区町村名以降の住所を記入 ※番地等は省略表記で記入（一丁目1番地1号 ➡ 1-1-1） 【記入例 1】住民票に記載された住所が、「群馬県伊勢崎市今泉町一丁目236番地 アパート A101号」の場合 枠外に「群馬県伊勢崎市」と記入(県・市に○をつける)し、 枠内に「今泉町1-236 アパート A101号」と記入する。 <table><tr><td>住所市区町村コード*</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>4</td><td>群馬</td><td>都道府県</td><td>伊勢崎</td><td>市郡区</td><td>区町村</td></tr><tr><td>住 所</td><td>今</td><td>泉</td><td>町</td><td>1</td><td>-</td><td>2</td><td>3</td><td>6</td><td>ア</td><td>ハ</td><td>ー</td><td>ト</td></tr><tr><td></td><td>A</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 【記入例 2】住民票に記載された住所が、「群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1号」の場合 枠外に「群馬県佐波郡玉村町」と記入(県・郡・町に○をつける)し、 枠内に「大字上之手1846-1」と記入する。 <table><tr><td>住所市区町村コード*</td><td>1</td><td>0</td><td>4</td><td>6</td><td>4</td><td>群馬</td><td>都道府県</td><td>佐波</td><td>市郡区</td><td>玉村</td><td>区町村</td></tr><tr><td>住 所</td><td>大</td><td>字</td><td>上</td><td>之</td><td>手</td><td>1</td><td>8</td><td>4</td><td>6</td><td>-</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	住所市区町村コード*	1	0	2	0	4	群馬	都道府県	伊勢崎	市郡区	区町村	住 所	今	泉	町	1	-	2	3	6	ア	ハ	ー	ト		A	1	0	1	号								住所市区町村コード*	1	0	4	6	4	群馬	都道府県	佐波	市郡区	玉村	区町村	住 所	大	字	上	之	手	1	8	4	6	-	1														
住所市区町村コード*	1	0	2	0	4	群馬	都道府県	伊勢崎	市郡区	区町村																																																																			
住 所	今	泉	町	1	-	2	3	6	ア	ハ	ー	ト																																																																	
	A	1	0	1	号																																																																								
住所市区町村コード*	1	0	4	6	4	群馬	都道府県	佐波	市郡区	玉村	区町村																																																																		
住 所	大	字	上	之	手	1	8	4	6	-	1																																																																		
⑧	電話番号	連絡の取れる電話番号 ※変更がない場合でも、必ず記入すること																																																																											
⑨	住所(変更前)	変更前の住所 ※宅地建物取引士証をお持ちの方は、宅地建物取引士証に記載されている住所と同じように記入 ※番地等は省略表記で記入（一丁目1番地1号 ➡ 1-1-1）																																																																											

(7) 本籍変更の記載例

様式第七号（第十四条の七関係）

(A4)

宅地建物取引士資格登録簿
変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

群馬県知事 殿

① 令和〇年 〇月 〇日

② 申請者 氏 名 赤城 太郎

生年月日 平成13年 11月 13日

③ 申請時の登録番号

1 0 — 0 9 9 9 9 9 —

※登録番号は必ず記入すること！

項番

◎申請者に関する事項

11

変更年月日		年		月		日	
変更後	フリガナ						
	氏 名						
変更前	フリガナ						
	氏 名						

確認欄

*

12

変更年月日		年		月		日
変更後	電話番号					
	住所市区町村コード			都道府県	市郡区	区町村
	住 所					
	電話番号					
変更前	住所					

確認欄

*

13

④ 変更年月日	R	0 7	年	0 7	月	3 1
⑤ 本籍市区町村コード	1 0 2 0 4	群馬	都道府県	伊勢崎	市郡区	区町村
⑥ 本 籍	今 泉 町 一 丁 目 2 3 6 番 地					
変更前	⑦ 本籍	群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1				

確認欄

*

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14

変更年月日		年		月		日
変更後	商号又は名称					
	免許証番号	()				
変更前	商号又は名称					
	免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 知事				

確認欄

*

NO.	項 目	記 載 内 容																																																				
①	年月日	申請書を提出する日																																																				
②	申請者	申請する宅地建物取引士本人の氏名と生年月日																																																				
③	登録番号	申請する宅地建物取引士本人の宅地建物取引士の登録番号																																																				
④	変更年月日	・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)に記載の『編製日』を記入 ➡戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)には「 <u>編製日</u> ○年○月○日」、「 <u>転籍日</u> ○年○月○日」といった記載があるので、その年月日を記入する。 ・土地区画整理法による本籍変更の場合は『実施日』を記入																																																				
⑤	本籍市区町村コード	22 ページを参照の上、記入																																																				
⑥	本籍(変更後)	・ 枠外 (本籍市区町村コードの右隣)に <u>市区町村コード</u> を定める <u>市区町村名</u> までを記入 ・ 枠内 に市区町村コードを定める市区町村名以降の住所を記 【記入例1】 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)に記載された本籍が「 <u>群馬県伊勢崎市今泉町一丁目236番地</u> 」の場合 枠外 に「 群馬県伊勢崎市 」と記入(県・市に○をつける)し、 枠内 に「 今泉町一丁目236番地 」と記入する。 <table><tr><td>住所市区町村コード*</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>4</td><td>群馬 都道府県</td><td>伊勢崎 市</td><td>郡区</td><td>区町村</td></tr><tr><td>住 所</td><td>今</td><td>泉</td><td>町</td><td>一</td><td>丁</td><td>目</td><td>2</td><td>3</td><td>6</td><td>番</td><td>地</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 【記入例2】 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)に記載された本籍が「 <u>群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1号</u> 」の場合 枠外 に「 群馬県佐波郡玉村町 」と記入(県・郡・町に○をつける)し、 枠内 に「 大字上之手1846番地1号 」と記入する。 <table><tr><td>住所市区町村コード*</td><td>1</td><td>0</td><td>4</td><td>6</td><td>4</td><td>群馬 都道府県</td><td>佐波 市</td><td>郡区</td><td>玉村 区町村</td></tr><tr><td>住 所</td><td>大</td><td>字</td><td>上</td><td>之</td><td>手</td><td>1</td><td>8</td><td>4</td><td>6</td><td>番</td><td>地</td><td>1</td><td>号</td><td></td><td></td></tr></table>	住所市区町村コード*	1	0	2	0	4	群馬 都道府県	伊勢崎 市	郡区	区町村	住 所	今	泉	町	一	丁	目	2	3	6	番	地					住所市区町村コード*	1	0	4	6	4	群馬 都道府県	佐波 市	郡区	玉村 区町村	住 所	大	字	上	之	手	1	8	4	6	番	地	1	号		
住所市区町村コード*	1	0	2	0	4	群馬 都道府県	伊勢崎 市	郡区	区町村																																													
住 所	今	泉	町	一	丁	目	2	3	6	番	地																																											
住所市区町村コード*	1	0	4	6	4	群馬 都道府県	佐波 市	郡区	玉村 区町村																																													
住 所	大	字	上	之	手	1	8	4	6	番	地	1	号																																									
⑦	本籍(変更前)	変更前の本籍 ※戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)に記載された『従前本籍』又は『従前戸籍』のとおり記入																																																				

(8) 従事先変更の記載例

様式第七号（第十四条の七関係）

(A4)

3 3 0

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

群馬県知事 殿

① 令和〇年 〇月 〇日

② 申請者 氏 名 赤城 太郎

生年月日 平成13年 11月 13日

③ 申請時の登録番号

1 0 0 9 9 9 9 9 9

※登録番号は必ず記入すること！

項番

◎申請者に関する事項

11

変更年月日		年		月		日
変更後	フリガナ					
	氏 名					

変更前	フリガナ					
	氏 名					

確認欄

*

12

変更年月日		年		月		日
郵便番号						
住所市区町村コード			都道府県		市郡区	区町村
住 所						
電話番号						

変更前	住所					
-----	----	--	--	--	--	--

確認欄

*

13

変更年月日		年		月		日
本籍市区町村コード			都道府県		市郡区	区町村
本 籍						

変更前	本籍					
-----	----	--	--	--	--	--

確認欄

*

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14

④ 変更年月日	R	0 7	年	0 4	月	0 1	日
⑥ 商号又は名称	株 式 会 社 群 馬 県						
⑤ 免許証番号	1 0	(5)	2 7	2 4	3		

⑦ 変更年月日	R	0 7	年	0 3	月	3 1	日
⑧ 商号又は名称	有限会社前橋						
⑨ 免許証番号	—国土交通大臣— 群馬県 知事 (2) 第 50250 号						

確認欄

*

NO.	項 目	記 載 内 容
⑦	年月日	申請書を提出する日
⑧	申請者	申請する宅地建物取引士本人の氏名と生年月日
⑨	登録番号	申請する宅地建物取引士本人の宅地建物取引士の登録番号

【変更後】

- ・宅地建物取引業に従事している場合に記入する。
- ・宅地建物取引業者でない会社に勤めている場合は、従事先の登録は不要のため記入不要。
- ・宅地建物取引業者を退職し、現在は宅地建物取引業に従事していない場合は記入不要。
- ・出向する場合は、出向先の宅地建物取引業者について記入する。
- ・出向解除の場合は、戻り先(又は新たな出向先)の宅地建物取引業者について記入する。

⑩	変 更 年 月 日 (変更後)	『在職証明書』(又は『出向証明書』)に記載された従事開始年月日 ※宅地建物取引業の新規免許の取得により従事先を登録する場合は、免許年月日を記入
⑪	商号又は名称	登録する(現在従事している)宅地建物取引業者名 ※法人表記は省略しないこと(株式会社 ➡ (株)とするのは×)
⑫	免許証番号	登録する(現在従事している)宅地建物取引業者の免許証番号 ※大臣・都道府県知事コードは 22 ページ参照

【変更前】

- ・宅地建物取引業者を退職した(宅地建物取引業に従事しなくなった)場合に記入する。
- ・従事先の登録がない状態で、新たに宅地建物取引業に従事するため従事先の登録をする場合は、記載不要。
- ・出向する場合は、出向元の宅地建物取引業者について記入する。(出向元を従事先として登録している場合のみ)
- ・出向解除の場合は、出向していた宅地建物取引業者について記入する。

⑬	変 更 年 月 日 (変更前)	『退職証明書』(又は『出向解除証明書』)に記載された従事終了年月日 ・宅地建物取引業の廃業等により従事先を削除する場合は、 廃業等した年月日を記入
⑭	商号又は名称	登録から削除する宅地建物取引業者名 ※法人表記は省略しないこと(株式会社 ➡ (株)とするのは×)
⑮	免許証番号	登録から削除する宅地建物取引業者の免許証番号

(9) 在職証明書の記載例

在 職 証 明 書

氏 名 赤城 太郎

生年月日 昭和 平成 13 年 11 月 13 日

上記の者は、令和7 年 4 月 1 日より、当社に勤務し、
宅建業に従事していることを証します。

令和7 年 4 月 5 日

所在地 群馬県前橋市△△町*-*-*

商号・名称 株式会社群馬県

代表者氏 群馬 次郎 印



免許番号 群馬県知事 (5) 第 27243 号

※代表社印(法人の場合は角印不可)を押印のうえ証明すること。

代表者本人による申請の場合は、在職証明書に代わる書類として、
宅地建物取引業者免許証のコピーを添付してください。

【例】

代表者である群馬次郎さんが従事先を登録する場合は、
在職証明書は作成せずに、自身の氏名の記載がある
宅地建物取引業者免許証のコピーを添付する。



(10) 出向証明書の記載例

【例】有限会社前橋から株式会社群馬県に出向する場合

出 向 証 明 書

氏 名 赤城 太郎

生年月日 昭和・平成 13 年 11 月 13 日

上記の者は、令和7 年 4 月 1 日付けで

株式会社群馬県〔免許番号：群馬県知事（5）第 27243 号〕へ

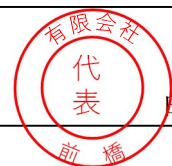
出向させ、同日から出向先において宅建業に従事していることを証明します。

令和7 年 4 月 7 日

所在地 群馬県高崎市△△町*-*-*

商号・名称 有限会社前橋

代表者氏 前橋 花子 印



免許番号 群馬県知事（2）第 50250 号

※出向元が代表社印（法人の場合は角印不可）を押印のうえ証明すること。

(11) 退職証明書の記載例

退 職 証 明 書

氏 名 赤城 太郎

生年月日 昭和・平成 13 年 11 月 13 日

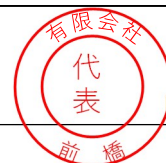
上記の者は、令和7 年 3 月 31 日をもって、当社を退職したことを証します。

令和7 年 4 月 7 日

所在地 群馬県高崎市△△町*-*-*

商号・名称 有限会社前橋

代表者氏 前橋 花子



免許番号 群馬県知事 (2) 第 50250 号

※代表社印(法人の場合は角印不可)を押印のうえ証明すること。

(12) 出向解除証明書の記載例

【例】株式会社群馬県から有限会社前橋への出向を解除する場合

出 向 解 除 証 明 書

氏 名 **赤城 太郎**

生年月日 昭和・**平成** **13**年 **11**月 **13**日

上記の者は、

有限会社前橋〔免許番号：群馬県知事（**2**）第 **50250** 号〕へ

出向させていましたが、**令和7**年 **3**月 **31**日付けをもって

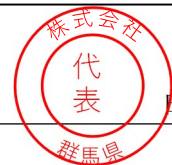
出向を解除したことを証明します。

令和7年 **4**月 **7**日

所在地 **群馬県前橋市△△町*-*-***

商号・名称 **株式会社群馬県**

代表者氏 **群馬 次郎**



免許番号 **群馬県知事（5）第 27243 号**

※出向元が代表社印（法人の場合は角印不可）を押印のうえ証明すること。

- ・出向解除後、出向元（株式会社群馬県）に従事する場合は、出向元が作成した『在職証明書』も併せて添付してください。
- ・再び他法人へ出向する場合は、出向元が作成した『出向証明書』を併せて添付してください。

(13) 宅地建物取引士証書換え交付申請書の記載例

有効な宅建士証の交付を受けている方で氏名又は住所を変更する場合は、こちらの書換え交付申請書の提出も必要です。

様式第七号の四（第十四条の十三関係）

(A4)

3 6 0

宅地建物取引士証書換え交付申請書

申請書を提出する日

令和〇年 〇月 〇日

群馬県知事 殿

宅地建物取引士証に記載の発行番号

申請者 発行番号 123456789

郵便番号 (372 — 0031)

住 所 群馬県伊勢崎市今井泉町1-236

氏 名 赤城 太郎

電話番号 (090) **** — ****

受付番号

*

受付年月日

*

申請時の登録番号

1 0 — 0 9 9 9 9 9 —

受講年月日

*

宅地建物取引士証に記載の登録番号

宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

・氏名変更の場合は上段に記載
・住所変更の場合は下段に記載

宅地建物取引士証に記載の交付年月日

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	交 付 年 月 日
(フリガナ) 氏 名	アカギ タロウ 赤城 太郎	グンマ タロウ 群馬 太郎	平成〇〇年〇月〇日
住 所	群馬県伊勢崎市今井泉 町1-236	群馬県前橋市大手町 1-1-1	平成〇〇年〇月〇日

確認欄

*

(14) 市町村コード、大臣・都道府県コード一覧

市町村コード(群馬県内)

市町名	コード	市町名	コード	市町名	コード	市町名	コード
前橋市	10201	富岡市	10210	甘楽町	10384	昭和村	10448
高崎市	10202	安中市	10211	中之条町	10421	みなかみ町	10449
桐生市	10203	みどり市	10212	長野原町	10424	玉村町	10464
伊勢崎市	10204	榛東村	10344	嬭恋村	10425	板倉町	10521
太田市	10205	吉岡町	10345	草津町	10426	明和町	10522
沼田市	10206	上野村	10366	高山村	10428	千代田町	10523
館林市	10207	神流町	10367	東吾妻町	10429	大泉町	10524
渋川市	10208	下仁田町	10382	片品村	10443	邑楽町	10525
藤岡市	10209	南牧村	10383	川場村	10444		

市区町村コード(全国)

総務省ホームページ掲載の『全国地方公共団体コード』にて御確認をお願いします。

<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>

総務省 HP『全国地方公共団体コード』→



※PDF ファイルに記載の「団体コード」が市区町村コードにあたります。

6桁の数字が記載されていますが、申請書には上5桁までを御記入ください。

【例】北海道札幌市 団体コード 011002 ➡ 申請書記入 市区町村コード 01100

大臣・都道府県コード

申請書の項番 14(変更後)を記載する場合は、宅地建物取引業者の免許証番号の記入が必要です。免許証番号の上2桁は、下記に掲げる免許権者のコードが入ります。

【記入例】群馬県知事(5)第027243号の場合

1 0 (5) 0 2 7 2 4 3

免許権者コード

コード	大臣・都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県
00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		